

4 情報管理規程の作成・規程に沿った情報管理体制の整備

- 事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。
- 以下のような内容について、**情報管理規程**として定め、必要な体制を整備してください。

日ごろから取り組むこと

- ・ 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- ・ 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- ・ **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- ・ **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- ・ 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- ・ 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

【参考】情報管理規程に記載すべき内容

情報管理規程

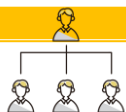
- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①犯罪事実確認を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②専用システム（こまろうシステム）以外にも犯罪事実確認記録等を記録・保存するか という情報管理の方法により、3つのひな型がある。
 - ひな型①：責任者一人のみが、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項(情報管理措置の7つの基本原則)

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
- やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
- 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
- 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
- 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
- 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 等



③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練 等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止 等



情報管理措置の2つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に2つの水準を設け、可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない

ア 標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ 最低限求められる措置（全ての事業者に施設・事業単位で満たすよう求める水準）

情報管理規程ひな形①
情報管理規程ひな形②
情報管理規程ひな形③

